

令和2年4月1日からごみ処理手数料とごみの取り扱いが変わります

問クリーンセンター業務課 TEL06-6991-3840

主な変更点	利用者の主なメリットなど
1 持込みごみについて、一般家庭と事業活動を伴うごみの区別を無くし、料金体系を統一します。	▽料金体制を簡素化しました。
2 粗大ごみの定期収集と持込みごみの取り扱い・料金体系を統一します。	▽粗大ごみの持込み手数料は、定期収集と同額となります。利用者の皆さんには、事前に「粗大ごみ処理券」を購入(300円～1,800円)することで、計量や現金を納付する手間がかからず、利便性が向上します(要予約)。
3 「臨時ごみ」を「多量排出ごみ」に名称を変更します。	▽これまでの粗大ごみの定期収集では、排出の点数を7点までとじていましたが、この上限を廃止することで、定期収集時に排出しやすくなります。
4 多量排出ごみの手数料を、運搬車1台当たり8,000円とします。(2台目以降4,000円/台)	▽収集時に納付書を渡します。利用者の皆さんには、これまでのように計量のために、クリーンセンターを往復する必要がなくなり、待ち時間が短縮されます。 ▽現在の1件当たりの手数料は、平均で9,000円程度です。台数当たり制に変更しても負担にならないよう平均手数料よりも安く設定しています。
5 現在、「粗ごみ」として取り扱っているごみの一部を「燃やすごみ」に区分を変更します。	▽新たに歯ブラシ、メガネ、ボールペンなどを「燃やすごみ」として無料で排出できるようになります。 ▽月8回の「燃やすごみ」の日に排出できるようになり、ごみを一層出しやすくなります。一度の排出は今までどおり2袋(45リットル以下)まででお願いします。

備年度内に「ごみの排出手引き」を全戸配布します。



市民の皆さんへのお願い

ごみの減量化・資源化は、環境保護や財政コスト削減の上でとても大切です。市民の皆さんには、本市のごみ処理について引き続きご理解・ご協力をお願いします。



○守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例【抜粋】
別表第1 (第15条第1項関係)

(令和2年4月1日から施行されます)

一般廃棄物区分	収集及び運搬区分	取扱区分	単位	手数料
可燃ごみ	定期	定期に排出されるものの収集、運搬及び処分	—	無料
	持込み	持ち込まれたものの処分	10キログラム	90円
粗大ごみ	定期	規則で定めるもの以外のものの収集、運搬及び処分	10キログラム	300円
		規則で定めるものの収集、運搬及び処分	1点	1,800円以内で品目ごとに規則で定める額
粗大ごみ	持込み	規則で定めるもの以外のものであって持ち込まれたものの処分	10キログラム	300円
		規則で定めるものであって持ち込まれたものの処分	1点	1,800円以内で品目ごとに規則で定める額
略				
多量排出ごみ	臨時	臨時に排出されるものの収集、運搬及び処分	運搬車 1台目	8,000円
			2台目以降	4,000円

もっと便利に暮らしやすく!!

令和元年10月1日(火)より

運賃無料!
乗車定員9名

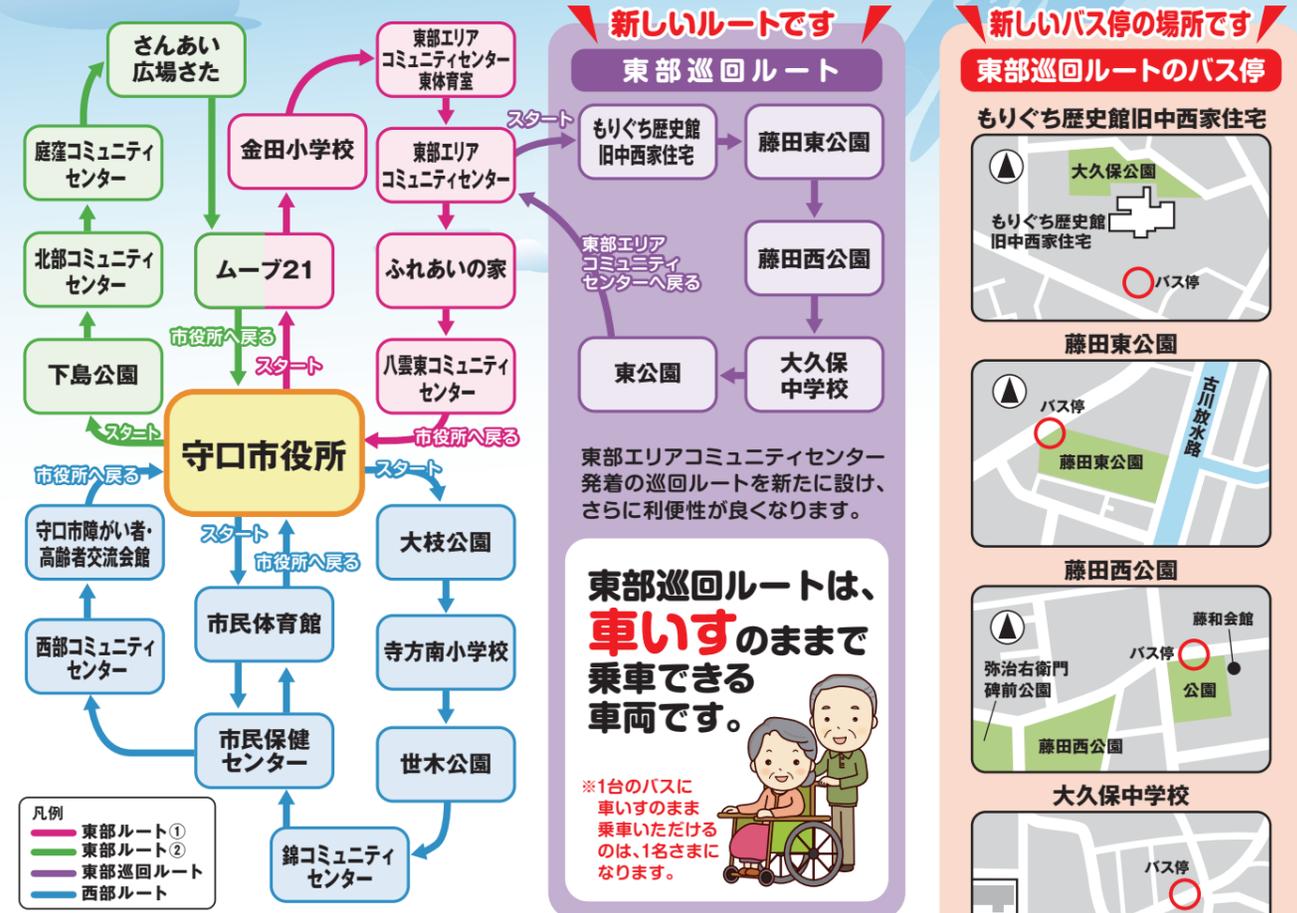
コミュニティバス ~「愛のみのり基金」活用事業~

「愛のみのり号」がパワーアップ!

新しく「東部巡回ルート」ができます!

問道路課 TEL06-6992-1693

日ごろから「愛のみのり号」をご利用いただきありがとうございます。
10月1日より、車いす仕様の車両1台を追加し、東部エリアコミュニティセンターを発着地として東部地域を巡回する新規路線を運行します。利用料金は無料です。停留所や時刻表などの詳細については下図をご覧ください。



東部巡回ルート (すべて車いす仕様車です)

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
東部エリアコミュニティセンター	9:00	10:00	11:00	12:40	13:40	14:40	15:40
もりぐち歴史館 旧中西家住宅	9:04	10:04	11:04	12:44	13:44	14:44	15:44
藤田東公園	9:10	10:10	11:10	12:50	13:50	14:50	15:50
藤田西公園	9:15	10:15	11:15	12:55	13:55	14:55	15:55
大久保中学校	9:26	10:26	11:26	13:06	14:06	15:06	16:06
東公園	9:33	10:33	11:33	13:13	14:13	15:13	16:13
東部エリアコミュニティセンター	9:40	10:40	11:40	13:20	14:20	15:20	16:20

※コミュニティバスの運行時刻は、道路状況や天候等により遅れることがありますので、ご了承ください。